

サーキュラーエコノミー普及啓発動画制作業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注するサーキュラーエコノミー普及啓発動画制作業務を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

鉱物資源や化石燃料等の天然資源は、世界的な需要の拡大により、将来的な供給制約が懸念されている。このような背景のもと、資源を効率的かつ循環的に利用する「サーキュラーエコノミー(循環経済)」への移行が、国際的に加速している。

本県においても、令和8年3月に策定した「栃木県環境総合計画」において、サーキュラーエコノミーへの移行推進を掲げ、7R(リデュース、リユース、リサイクル、リファイン等)の促進等を通じて、その実現を目指している。しかしながら、県民のサーキュラーエコノミーに対する認知度や理解度は十分とは言えない状況にあり、加えて、再生材を原料として使用した製品は、一般に価格が高くなる傾向にあり、消費者に選択されにくいといった課題も指摘されている。

このため本業務では、県民を対象として、サーキュラーエコノミーの意義や必要性、日常生活や消費行動の中で実践可能な具体的取組を分かりやすく伝える普及啓発動画を制作することにより、理解の促進及び主体的な行動変容を促すことを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8(2026)年12月23日(水)まで

3 業務の内容

(1) 動画コンテンツの制作

ア ターゲット

サーキュラーエコノミーに対する関心が低く、一定の購買力を有する、県内在住のおおむね40代から60代の男女とする。

イ 内容等

(ア) 本編動画

a. 内容

- ・サーキュラーエコノミーを認知していない県民が、作成した動画を通じてサーキュラーエコノミーに関心を持ち、用語の意味を理解・記憶するとともに、日常生活や消費行動の中で実践可能な取組を具体的に行動できる内容とすること。
- ・県民にとって身近な行動(製品選択、使用、廃棄等)とサーキュラーエコノミーとの関係を分かりやすく示し、行動変容につながる構成とすること。
- ・栃木県独自の施策についても触れること(本県におけるサーキュラーエコノミーの取組事例、栃木県環境総合計画の重点施策、7Rの促進※など)。
- ・子供や若年層を含む幅広い層にも理解できる内容とすること。

※「7R」とは、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に本県独自のプラス3R(リンク、リフューズ、リファイン)と国が「プラスチック資源循環戦略」において基本原

則に掲げるリニューアブルを統合したもの。

b. 再生時間

8～10分程度及び1～3分程度

c. 制作本数

8～10分バージョン（本編）、1～3分バージョン（概要版） 各1本以上

d. 想定する使用用途

YouTube 栃木県公式チャンネル『15Tube～栃木県公式～ (@TochigiPref)』、栃木県ホームページ、事業者向け研修会、学校教育等

(イ) 広告用動画

a. 内容

・サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組について、ターゲットの興味・関心を引き出すことができるような、視覚や感覚に訴求するものであること。

b. 再生時間

15秒

c. 制作本数

4本以上

d. 想定する使用用途

YouTube インストリーム広告、その他の広告媒体等

ウ その他

(ア) 具体的な内容（構成・シナリオ など）については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。

(イ) 出演者、字幕、ナレーション、BGM等の利用については、最適な手法を提案し、甲と乙で協議の上で決定すること。必要に応じてモデルやクリエイター等を起用することも差し支えないが、本事業終了後も継続的に動画を使用する予定であることから、出演者や協力者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。また、本業務の実施に当たり撮影した映像素材のうち、撮影スポット毎に分割した動画（以下「素材動画」という。）を併せて納品すること。

(ウ) 動画の展開と音響とのリンクを意識すること。

(エ) 動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザイン及び制作した動画への配置を行うこと。また、掲載に必要な設定や編集（動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等）を効果的に行うこと。

(オ) データ形式はMP4、アスペクト比は16:9、サイズは1,920×1,080px以上とすること。

(カ) 動画制作に当たっては、新規撮影を原則とすること。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーンがある場合は、甲と乙で協議の上で既存の動画データ等を取得することを認めることとする。また、甲が保有する本事業関連の素材については、必要に応じて協議の上、甲より提供する。

(キ) 制作する動画は、スマートフォン、パソコン、タブレット及びテレビからそれぞれ違和感

なく視聴できるものとする。

(ク) 動画制作に当たり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

(ケ) 動画制作に当たり必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続き等は、乙自身で行うこと。

(コ) 制作する動画は、ウェブサイトや動画共有サービスで再生可能なファイル形式とする。

(カ) 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2) 特記事項

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。また、各業務の詳細について甲と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に報告すること。

イ 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

ウ 各業務上で必要となる事業者等へのアポイントメント、取材や記事及びウェブ等への掲載許諾などは、全て乙の責任において行うこと。

エ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て甲に移転すること。

オ 動画制作に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整は乙が行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

カ 乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

キ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ク 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ケ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

コ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

サ 甲は、必要に応じ、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

シ 各種共有サービスのIDやパスワードを甲に開示し、譲渡すること。

4 委託費の支払い等

委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

5 成果品の提出

(1) 成果品

以下のア～ウに掲げるデータを格納した DVD-ROM 2 枚

ア 実施報告書（A4判、横書き）紙媒体 2 部

イ 制作した動画（リエディット可能なマスターデータを含む）

ウ 業務実施にあたり収集及び作成したデータ

(2) 提出期限

令和8（2026）年12月23日（水）

(3) 提出場所

栃木県環境森林部資源循環推進課

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 事業計画書
- イ 各種制作計画
- ウ 総括責任者通知書
- エ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ 制作結果報告書
- ウ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

7 その他

(1) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

(2) 仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(3) 乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージ

ャー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイクロクライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

(別紙2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。